

第4章 調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか

1. 調査（安全確認）における留意事項は何か

子ども虐待の通告に対する市区町村、児童相談所等の対応に万全を期すため、通告を受けた市区町村の長または児童相談所長等は、直接目視により児童の安全を確認するための措置を講ずることが義務づけられている。加えて、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する都道府県知事による出頭要求、裁判官の許可状を得た上で行う臨検・搜索等の制度も設けられている。もとより出頭要求等の制度は、立入調査を従前の通りに執行することを阻むものではないことに留意し、速やかな安全確認作業を行うことが必要である。

安全確認や調査については、速やかな緊急受理会議等において対応方針等を綿密に決定して着手する必要がある。その際には、子どもの安全確認のための一連の対応策を検討することが重要であり、最終的には臨検・搜索等の執行も視野に入れた対応策をとることが求められる。

なお、臨検・搜索等に至る場合には、出頭要求、立入調査、再出頭要求、裁判所の許可というプロセスを踏むこととなるので迅速性を重視すること。例えば、出頭要求から臨検・搜索等までに期間を置くことで、子どもに新たな危険が発生することや転出等により所在が不明になることも考えられるので、着手したら結果を出すまで迅速に対応する必要がある。

(1) 調査(安全確認)の意義

一般の相談援助活動においては、調査（事実の聞き取り）は信頼関係に基づいて行われ、調査に当たっては客観的事実の把握・確認もさることながら、相談者の訴えを傾聴し受容的態度で進めることが重要となっている。

虐待事例の調査においても信頼関係（ソーシャルワーク関係）を基本として行うことが原則であるが、保護者自身に相談への動機づけがない場合が多いこと、最悪の場合は子どもの生命が脅かされる事態も想定しなければならず、子どもの安全確認、緊急保護が優先されること等、一般的な相談援助活動とは異なる面がある。

また虐待事例における調査は、その後の対応における法的な措置を講じる場合の証拠・根拠を把握しておく作業でもあることに十分留意することが必要であり、さらに現在子どもがおかれている状況だけでなく、将来起こることが予見される状況も視野に入れた、客観的・多角的な調査が必要である。

虐待を行っている保護者などへの対応の基本は「援助的関わり」であり、調査の必要性の説明と同意に努める必要はあるが、子どもの人権・生命安全の確保という観点からは、保護者の同意がなくても必要な調査を行うことができる。さらには子どもの安全を確保するために、一時保護や児童福祉法第28条の承認審判の申立ての手段、親権停止・喪失の審判申立て等、法的対応が必要な事例において根拠となる客観的な情報を収集しなければならない。

保護者側からの訴訟や情報開示請求などが行われた場合にも、初期段階からの公平で客観的な調査とその整理・分析が適正な対応に資することになる。

(2) 調査(安全確認)で把握・確認すべき事項

虐待あるいは不適切な養育の状況と子どもの被害状況、生活環境を評価するに当たっては他の相談種別の事例で調査する項目に加え、表4-1の事項を参考に調査する。

- ① 虐待あるいは不適切な養育の種類やレベル
 (「虐待」と断定できなくても、親子関係の様子やエピソードなど)
- ② 虐待あるいは不適切な養育の事実と経過
 (日時やその時の様子など、具体的に細かく)
- ③ 子どもの安全確認と被害状況(身体的・心理的状況)・生活環境の把握

ア. 子どもの安全確認

必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、面会その他の手段により子どもの安全の確認に努める。特に、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに直接会って確認することを基本とする。特にネグレクトケースでは、必要に応じて保健師が同行することも有効である。

なお、子どもに直接会うことは安全確認の必要条件であっても十分条件ではなく、他の情報と総合して判断すべきことに留意する。(本章(4)⑦を参照。)

イ. 子どもの身体的状況

写真、ビデオ等の活用も含め傷害部位及びその状況を具体的に記録する。写真等で傷を記録する場合は、定規等を入れて撮影すると傷の大きさが明らかになる。

ウ. 子どもの心理的状況

心理的影響が表情や行動に表れている可能性があるので子どもの全体を写真・ビデオ等により記録に残すとともに、心理的状況を克明に記録する。

エ. 子どもが置かれている生活環境

衣食住等の生活環境を写真・ビデオ等の活用も含め克明に記録する。

④ 子どもと保護者等との関係の把握

ア. 法的関係

(7) 住民票を公文書で市区町村に請求することにより、居所確認、同居家族関係等を把握する。

(1) 戸籍謄本(附票を含む。保護者が離婚していれば両親ともに。)を公文書で本籍地に請求することにより、親権者、養子縁組等の法的関係、転居歴等家族の歴史を把握する。

イ. 人間関係

子どもと保護者等(きょうだい、同居人を含む)との人間関係の全体像を把握する。

⑤ 保護者や同居人に関する情報の把握

保護者に関する情報については、家庭内で子どもの養育に関与するすべての関係者の状況を把握するものとする。同居人も法第6条に規定する「児童を現に監護する者」に該当する場合は、子どもの安全に責任のある養育者として調査の対象とする。該当しないと思われ

る場合であっても、実親のネグレクトの疑いがあれば子どもへの加害者の一人として必要な調査を実施する。同居人に関しては詳細が把握されないまま重大な事態を招いている事例があることから、特に留意する必要がある。

- ア. 虐待あるいは不適切養育が疑われている保護者や同居人の年齢や職業（勤務先）、性格、行動パターン、生育歴、転居歴など（保護者や同居人自身の価値観、家族背景等を含む）
- イ. 保護者の結婚のいきさつ（同居人の場合は同居のいきさつ）から現在までの家族の歴史
- ウ. 夫婦（または保護者と同居人）の関係（配偶者からの暴力の有無等）

なお、同居の状態が安定していないなど不明確な場合もあるが、民生・児童委員（主任児童委員）などの協力も得て、同居の具体的状況を把握するように努める必要がある。

- ⑥ その他の関係者に関する情報の把握
 - ア. 家族全員の年齢や職業、性格、虐待との関わり
 - イ. 親族等家族以外でキーパーソンとなりうる人、援助や介入の窓口になりそうな人
- ⑦ 市町村保健センター、保健所、福祉事務所、保育所、学校、民生・児童委員（主任児童委員）等関係機関からの情報収集
 - ア. これまでの生活状況
 - イ. 過去の関係機関の関与や子育てサービス、経済的支援等の利用状況
 - ウ. 通所・通学先での状況
 - エ. 保護者の養育の状況や親子関係

表4-1 子ども虐待評価チェックリスト（確認できる事実および疑われる事項）

評価 3:強くあてはまる 2:あてはまる 1:ややあてはまる 0:あてはまらない

子どもの様子（安全の確認）	評価
不自然に子どもが保護者に密着している	
子どもが保護者を怖がっている	
子どもの緊張が高い	
体重・身長が著しく年齢相応でない	
年齢不相応な性的な興味関心・言動がある	
年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる	
子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる	
子どもと保護者の視線がほとんど合わない	
子どもの言動が乱暴	
総合的な医学的診断による所見	
保護者の様子	評価
子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない	
調査に対して著しく拒否的である	
保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
保護者が子どもの養育に関して拒否的	
保護者が子どもの養育に関して無関心	
泣いてもあやさない	
絶え間なく子どもを叱る・罵る	
保護者が虐待を認めない	
保護者が環境を改善するつもりがない	
保護者がアルコール・薬物依存症である	
保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている	
保護者が医療的な援助に拒否的	
保護者が医療的な援助に無関心	
保護者に働く意思がない	
生活環境	評価
家庭内が著しく乱れている	
家庭内が著しく不衛生である	
不自然な転居歴がある	
家族・子どもの所在が分からなくなる	
過去に虐待歴がある	
家庭内の著しい不和・対立がある	
経済状態が著しく不安定	
子どもの状況をモニタリングする社会資源がない。	

(3) 関係機関から調査を行う事項

以下の情報は、子ども虐待が疑われる家族につき、援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で収集するものであり、個人のプライバシーの保護には十分配慮が必要である。このため、構成員に守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会を活用することが望ましい。

① 福祉事務所の関わりの有無

本人家族が生活保護や障害福祉サービスを受けていれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴が分かる。また、援助を行う場合、福祉事務所との連携が図れる。

② 妊婦・新生児・乳幼児健康診査等の結果

市区町村保健センターでは妊娠中から新生児、乳幼児等各段階で健康診査があり、受診していれば母子関係や子どもの発達等について様々な情報が得られる。また、受診していなければ「健康診査のお誘い」を理由として家庭訪問ができる。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や訪問者の情報についても確認する。

③ 子どもが通っている（いた）保育所、幼稚園・小学校・中学校等の学校からの情報

子どもがどこかに通っていれば、訪問し、保育士や担任教師、養護教諭等から虐待の状況、子どもの様子や家族関係、その他保護者に関する情報を得る。また、虐待と断定できなくても、以後の情報提供や協力を依頼する。

また、過去に担任をしていた保育士や教師に会えば、子どもの性格や行動、親子関係、家庭の雰囲気などを知ることができる。ただし、保育所、幼稚園、学校等については、それぞれの組織体制の特色を理解した上で、それぞれの体制に合わせた協力依頼の仕方を考慮する。

④ きょうだいに通っている学校等からの情報

他のきょうだいへの虐待の有無、親子関係や家族の価値観、家庭の雰囲気等の情報を得る。さらに、各機関が家庭訪問する際のきっかけを作ってもらうなどの協力を期待できる。

⑤ 病院からの情報

入院や通院の事実が分かれば、直接主治医に会って話を聞く。虐待に直接関係ないと思われても、病状については詳しく聞く。また受診時の親子の様子や保護者の態度などについても尋ねる。なお、保護者が信頼して今後も継続的に通うことが予想されれば、援助活動チームの一員として共同して家族援助を行うよう依頼する。

⑥ 警察からの情報

子どもや家族の状況、虐待の状況等について情報が得られる場合がある。また、援助や介入等について協力を依頼することができる。

⑦ 民生・児童委員（主任児童委員）からの情報

住民に最も身近な援助者であり、家族の状況等について具体的かつ詳細な情報が得られることがある。

(4) 調査(安全確認)の方法

① 聴き取り調査

調査は原則として複数の職員で行うこと。調査・記録者、日時、場所をもらさず記録する。

また、保護者等の面前で記録をとる場合は、保護者等に説明する。

聴き取りの際には、情報の出所に注意し、いつのことなのか、誰から聞いた話なのか、直接見たことか間接的に聞いたことかなどを正確に聴き取ることが、その後の判断の誤りを防ぐこととなる。また、保護者等が虚偽の説明をする場合（例えば虐待による傷を自転車で転んだ等と説明する）であっても、そのような説明をしたこと自体が重要な事実であり、正確に記録する。

② 関係機関への文書・口頭による照会

より多くの情報を収集することが正確な状況把握と客観的な判断には不可欠である。状況把握のために関係機関への文書・口頭による照会も必要である。なお、照会先への説明の仕方には、常にプライバシーへの最大限の配慮が必要である。

③ 状況や環境の見取図

虐待が起きた環境の家具、間取りなどの寸法を計測・記入した見取図は詳細で正確な状況の分析に有用である。例えば、「乳児がベビーベッドから落ちてけがをした」という保護者の説明とけがの程度や形態につじつまが合わない場合、ベビーベッドの高さを記録しておくことによって、その高さから落ちて実際に生じたけがの程度にはならないことなどの根拠の一つとなる。特に身体的虐待が起こった状況の記録には重要である。

④ 写真撮影・音声録音・ビデオ録画

刑事事件における証拠としてはフィルムによる撮影を基本とするが、露光の失敗、フィルム紛失などに対処するため、特に必要がない限りはデジタルカメラにより確実に撮影する。この場合、日付・時間が入るタイプのものを使用する。

また、必要な場合は、ICレコーダーやビデオカメラにより音声や画像を記録しておく。特に立入調査、臨検・搜索等の場合には、状況をビデオカメラで録画しておく。

医療機関でレントゲン写真やMRI等の画像や検査による数値データ等が存在する場合には、情報提供を依頼する。

これらは後になって、児童福祉法第28条の承認審判の申立てや親権停止等申立ての手続を進める場合、写真等は裁判官に虐待の状況を理解してもらうために極めて重要である。身体的虐待の場合の受傷状況、ネグレクトの場合の生活状況、心理的虐待の場合の子どもの表情などを、虐待状況の把握に必要な程度において、写真等を撮影し児童記録票に添付するなどの方法により具体的、客観的に記録しておくべきである。

身体的症状等は直ちに記録しておかなければ時間の経過、治療の実施などで変化するおそれがある。これらの記録は、その後に子どもの利益に沿った援助を進める上でも、児童相談所のとった措置の適正を担保するためにも、その必要性・相当性から許容されるものである。

(5) 調査(安全確認)に際しての留意事項

① 調査の迅速性の確保

虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子どもの安全確認を行う必要がある。このため、児童虐待防止法において、虐待通告を受けた場合には速やかに子どもの安全確認等を行うことが義務づけられている。(児童虐待防止法第8条第3項)。

なお、安全確認は、市区町村職員や児童相談所職員又は市区町村や児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。児童相談所に関しては、通告受理後の各自治体で定めた所定時間内に実施する。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案して、緊急性に乏しいと判断されるケースを除く。当該所定時間は、各自治体で地域の実情に応じて設定するが、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましい。

また、土日祝日などの閉庁日や夜間などにおいても、必要により安全確認と調査等が行える体制を確保することが肝要である。

② 保護者への十分な説明と聴取

調査に当たっては、子どもと保護者に対し法律に基づいた調査であることを説明し、訪問の意図がわかるように下記の点について十分に、また、繰り返し説明し理解を得るように努力する。

ア. 職務に関する説明

市区町村又は児童相談所の担当職員は、子どもの安全が脅かされその福祉が侵害されるような事態が生じている場合には、法に基づいて子どもの安全を確認し、安全を守る使命があること等を説明する。

また、守秘義務に関して説明する。

イ. 調査対象事項に関する説明

今回の調査の該当事項とその必要性について説明する。

ウ. 子どもの権利に関する説明

法的に保障されている子どもの権利とそれを擁護するために児童相談所や市区町村が取り得る措置について説明する。

エ. 虐待の告知

虐待が重篤で再発の可能性が高く、緊急保護が必要なケースでは、保護者の行為が虐待に当たると判断したことを明確に示した上で調査を行うことを原則とする。

オ. 柔軟な調査

聴取事項や聴取の順番を固定化して考えたり、無理に初回ですべてを把握するのはかえって効果的な援助を阻害することにもなり得るので十分留意して調査を進める。ただし、保護者との関係性に配慮するあまり、調査すべきことを躊躇したり、質問をためらってはならない。

③ 子どもや保護者の権利・プライバシーへの配慮

調査において対象者の権利・プライバシーを侵さないよう十分に配慮する。

ア. 子どもの身体的状況を把握する際は本人への協力要請を経た上で、自宅の個室、機関の診察室、面接室などプライバシーに配慮できる環境において、調査による心理的なダメージを最小限にするようにして行う。

イ. 衣服を脱いで確認する部位については、小学生以上の場合、医療職を除き同性の職員により行うようにする。

ウ. 保護者の聴き取りにおいても第三者がいるような場面・場所で行ってはならない。

エ. 保護者の不在時に緊急に調査や保護を行った場合、調査や保護の事実と法的根拠、主旨、不服申立て手続の教示（保護を行った場合）および連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に提示しておく。

その際、玄関の中など、帰宅後すぐに目につくところであると同時に近隣の住民など第三者の目に触れないところに置くべきである。やむを得ない場合を除いて、不用意に児童相談所や市町村の名称が入った封筒を玄関のドアに貼り付けたりしない。

④ 他機関に調査（情報収集）する際の留意点

他機関に調査（情報収集）する際における留意点を列挙する。

ア. 面接の原則

情報収集に際しては直接出向き、面接することを原則とする。これは秘密を保持する上で重要であるばかりでなく、細かい情報が得られる上、以後の連携のためにも必要である。特に、初めての機関に対しては、お互いに慎重になりがちなので、できる限り訪問面接を心がける。緊急の場合には電話で情報収集せざるを得ないが、その際には電話をかけ直してもらい機関の確認をってもらう等の配慮が必要である。

イ. 複数対応の原則

調査に当たっては、原則として複数の職員が同行する。調査項目に漏れをなくす、重要な内容を正確に把握する、主観的な印象を修正する、共通認識を持つ等、調査の客観化を図るためである。

ウ. 守秘義務の保障

調査結果に対する守秘は当然のことであるが、調査する相手機関の守秘義務についても理解が必要である。「口頭なら答えられる」「公文書が必要」という相手機関の事情等を尊重することが大切である。

また、調査先へ調査結果等の情報提供を行う場合には、守秘義務のある公務員等のもとより、そうではない機関も含め、守秘を厳守することを徹底しておくこと。

エ. 保護者への伝達の範囲

ソーシャルワークの過程で、保護者に対し児童相談所が介入する根拠として「こんな話を聞いたので子どもが危険と判断した」と説明することが望ましい場合がある。そのような場合、情報源を秘匿したためにかえって保護者が反発し、推測して学校等に怒鳴り込んでくることもある。そのため、保護者に伝える内容や伝え方については情報提供者と事前に十分に打ち合わせておく必要がある。

⑤ 組織的な判断

安全確認時の状況やその後の調査結果は必ず報告して、子どもの安全性を組織的に判断することが肝要である。担当者だけの判断では、子どもの安全性や家族状況の構造的な理解において、不十分さを免れない。調査の進行状況を報告しながら組織的な対応に心がけることが大切である。またスーパーバイザーや管理責任のある職員が、調査の進行状況と子どもの安全に関する判断の適否をチェックする体制を整えておく必要がある。

⑥ 調査の継続性の確保

子どもや保護者の状況は刻一刻と変化するものである。このため、一度調査を行い、子どもの安全確認や身体的または心理的状況・生活環境を把握した後も、関係機関と連携して定期的に訪問等を行い、これらの状況の変化を確認する必要がある。また、当該ケースが行政権限の発動を伴うような対応が必要な状況になっていないかどうか、継続的に確認することが必要である。

過去の死亡事例の検証の中では、子どもを現認できたことで安全が図られていると考え、継続的な調査を怠ってその後の状況の変化を見落とししてしまう傾向があると指摘されている。安全確認はあくまでも調査の過程における情報の一つであることに常に留意することが必要である。

⑦ 安全確認の限界の自覚

死亡事例の中には、現に子どもを直接目視しているにもかかわらず、見えない部分のけがを発見できなかったり、「子どもが〇〇におでこをぶつけた」等といった保護者の説明などによって虐待の状況を的確に判断できず、重大な事態を招いたものがあつた。子どもの姿を現認することは重要なことではあるが、それだけですべてを把握することはできないことを十分自覚し、現認した状況に、他で得られた情報を総合し、適切なアセスメントとそれに基づく援助方針を定めるよう注意する必要がある。

2. 虐待の告知をどうするか

平成20年度全国児童相談所長会の「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」によると、虐待を認めて援助を受けようとする保護者は20%程度にとどまっている一方、自らの虐待を否定する保護者は35%（行為も虐待も否定12%、行為は認めるが虐待は否定23%）にのぼり、これに虐待は認めるが援助を拒否する者（11%）を加えると、保護者の半数近くは援助に拒否的であつた。

こうした背景には、虐待または不適切な養育をしている保護者は「子どもの問題行動（盗癖、嘘をつく、自分の意見を言えない、盗み食いをする等）を治すためにやっていることだ」と自己を正当化したり、「自分の子どもなのでどうしようと勝手だ、他人にとやかく言われる筋合いはない」と他者の関与を否定することも少なくない点があげられる。

しかしながら、援助者が虐待にあたる行為に触れないまま、「子どもの問題行動」だけを理由に援助を続けるような姿勢をとった場合、保護者はいつまでたっても自らの養育態度を改める必要性に気づかず、保護者側の都合で援助が途切れてしまうことにもなりかねない。したがって、適切な時期に適切な形で虐待の告知を行い、子どもの養育についてともに考えるよう促し、具体的な援助につなげる必要がある。

ただし、前述の全国児童相談所長会の調査結果にもあるように、保護者が自らの行為を虐待であると自覚するのは想像以上に困難であり、虐待を認めるにはかなりの勇気が必要であることも、援助者は理解しておかねばならない。

以上の点をふまえて、保護者に虐待を告知する方法について述べる。

(1) 告知の方法

① 虐待通告を受けて在宅で支援する場合の虐待の告知

虐待通告を受けて安全確認のために初めて家庭訪問したような場合、その時点では「虐待の疑い」「不適切な養育の可能性」などは伝えられても、ただちに「虐待」と断定することができないことは多いと思われるが、訪問のきっかけとなった通告内容については、当該通告をした者を特定させるものを漏らさないよう留意しつつ、具体的に説明する必要がある。

なお、子ども本人を直接目視することや、保護者との面接などによって、その場で虐待が明らかであると判断できた場合には、そのように判断した根拠を示しながらその旨を伝え、同時に養育態度を改めるための援助の種類や方法を丁寧に示す必要がある。

また、その後の調査の結果、虐待であると判断した場合には、アセスメントを行い、援助の方向性も見えた段階で虐待の告知を行い、あわせて今後の援助の方向性を説明する。逆に虐待ではないという結果が得られた場合には、虐待を疑った根拠、およびその後の調査でそれを否定する情報が得られたことなどの調査結果を誠実に説明し、保護者の理解を得る。

ところで、虐待の告知にあたって何よりもまず注意しなければならないのは、告知をすることで保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるという点である。過去の事例を見ると、虐待を告知されたような場合にとどまらず、家庭訪問等を受けただけで、「おまえがつまらんことを言ったんだろう」「おまえのせいであれこれ言われる」などと、怒りの矛先を子どもに向けて重大な事態に陥った事例がある。したがって、在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、そのことによっても子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠である。そのためには、後述するように、虐待に至る保護者の気持ちを十分理解すること、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がける必要がある。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払う必要がある。

なお、保護者が虐待の告知を受け止められず、あくまでも虐待であることを否認して養育態度も改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならない。

② 虐待通告を受けて子どもを保護する場合の虐待の告知

重篤な虐待がある場合、あるいは虐待と断定できなくとも、子どもの置かれている状況が安全でないなどのため一時保護を実施する場合には、子どもの安全のためには子どもの保護と継続した調査等を行う旨を、その根拠とともに保護者に対して明確に伝える。また、一時保護は児童相談所長が必要と認めれば、保護者の同意がなくとも行うことができる法的に認められた権限であることも伝え、仮に保護者の反発などがあっても毅然とした対応をとる。なお、一時保護後の調査が一段落して子どもや家族のアセスメントができれば、その段階で改めて児童相談所の見解を説明し、方向性についても説明する。

なお、保護者には、どのような状況になれば子どもの引き取りが可能であるか、そのためには保護者として何をしなければならないのか、児童相談所としては何をしたいのかを明確に伝えることが重要である。保護者が子どもの一時保護や施設入所等に強い拒否感を示す背景には、これから先の見通しが持てないことにより、このままずっと子どもを帰してもらえないのではないかと不安があることに留意する必要がある。

③ 他の相談を受けて在宅援助を継続している中で、保護者の虐待が明らかとなった場合

明らかとなった虐待によって子どもの分離・保護が必要と判断された場合には、上記のとおり対応する。

一方、分離するほどの必要性はなく、在宅での援助を継続して行う場合、虐待の告知は、それまでの援助関係を十分踏まえた上で慎重に行う必要がある。虐待は、子どもの問題行動への行き過ぎた対応として起こることもあれば、虐待が問題行動の原因になっている場合もあり、障害や発育不全などの子どもの状況を受容できず、焦りなどから虐待行為に至ることもある。いずれにせよ、援助者は虐待と問題行動等の関係を十分吟味し、まずは保護者自身がそうした関係に気づくよう援助することを心がける。虐待の告知は、そうした保護者の状況をふまえつつ、その後の援助につながるように行わなければならない。

なお、在宅での援助が困難となり、児童福祉施設等へ入所（委託）させることとなった場合で、入所理由に保護者の不適切な養育環境があるなら、その点を入所時点で適切に説明しておく必要がある。入所理由を子どもの問題行動や養育困難といった点にしぼって説明すると、保護者自身が自らの養育態度について振り返ることができず、指導や援助にも困難をきたし、保護者側の都合で家庭引き取り要求が出されても適切に対応できなくなるおそれがあるので、注意を要する。

なお、虐待でない他の相談で援助が継続している場合、担当者は、それまでの流れもあって虐待の告知をすることに思い至らなかつたり、信頼関係を損なうことを恐れて告知することに躊躇することがある。もちろん、虐待について告知するにしても、それまでの援助経過を十分ふまえなければならず、時期や伝え方には工夫を要する。したがって、援助経過の中で虐待が明らかとなった場合には、速やかにスーパーバイザーなどに報告し、以後の援助の進め方について相談し、組織的な判断を行うことが必要である。

(2) 告知を行う際の留意点

① 子どもの安全性に着目する

援助者自身が虐待または不適切な養育をしている保護者への怒りや否定的感情を自覚していなかつたりコントロールできていないと、それが言動に表れ保護者は敏感にそれを感じ取ってしまう。このため、子どもの安全の確保と健全な育成という点では援助者も保護者も一致することを理解してもらいながら面接を進める。

② 保護者とともに考える姿勢

子どもの安全が守られていない状況が問題であり、その状況はなぜ起こってきたのか、それを変えるために何が必要かを、子どものために一緒に考えるという問題解決指向の姿勢を基本にして、面接を進めることが大切である。

③ 保護者の要求にまきこまれない

保護者との関係を保とうと思うあまり、虐待行為を受容したり、保護者の不適切な要求を受け入れたりすると、援助者の方がコントロールされてしまうので注意が必要である。保護者が子どもに対してどう関われるのか、援助者はそれをどう応援していけるのかという立場をいつも忘れないようにしなくてはいけない。

④ 行為の背景にある保護者の思いを聴く

子どもに暴力を振るったり顔も見たくないほどの拒否感を感じたとき、どうしてそういう行動になったのか、保護者の感情や意図を確認して行くと、「こうあってほしい」という保護者なりの子ども像が見えてくることがある。援助者はその子ども像を尊重しつつ、その上で今取っている方法はかえって逆効果ではないかと振り返ることができるように援助する。また、子どもを虐待しているときの気持ちについて話し合っていくと、保護者の過去の体験と重なり合っていたり、イライラしていた自分の気持ちを子どもにぶつけていたことに気づき、自分の行為への理解が深まることもある。

⑤ 保護者の養育改善を支援する姿勢

保護者自身も多かれ少なかれ自分の養育の方法が他人から批判されるであろうことは分かっていることが多く、困っている面もある。援助者が保護者を責めずに、子どもの安全・安心を守れる方法で子育てができるように養育改善を応援することを伝えることで、保護者がそれまでの不適切な養育を自覚し、ともに改善のための取組を行うことができるように努める。特に、子どもの問題行動や非行行為への対応として厳しいしつけや体罰を正当化しているような場合は、子どもの行動に対する理解を深め、困り感を共有することが大切である。

⑥ 親としてのあるべき姿にこだわらない

親だから愛情を持って育てなければならぬとか、良い子に育てなければいけないというような「常識」にとらわれ、義務感に縛られた子育てが虐待に至ってしまう場合もある。親であっても子育てを休憩したり、時には他の人にゆだねることがあってもよいことを伝え、ショートステイを含む市区町村が実施しているさまざまな子育て支援事業を紹介する。それらの事業を積極的に利用することで、子育てについてゆっくり考えてみるように勧めることも有益である。

⑦ 市区町村や児童相談所の役割について理解を図る

人に対する不信感が強く、ものごとを被害的に受け取りやすい保護者には、虐待の行為だけを取り上げて話し合っても親子関係の改善には結び付かず、保護者の苦労や辛さを分からない人に話をしても仕方がないと関わりを拒否されてしまうことが多い。市区町村や児童相談所は、保護者を責めたり、強制的に介入して親権を奪ってしまうことが目的ではないことを伝え、話し合える関係を作ることが大切である。その上で市区町村や児童相談所の役割や機関として提供できるサービスなどについて理解が得られるよう誠意をもって話し合いを進めていく必要がある。

3. 保護者と援助関係を結ぶためのさまざまなアプローチ

保護者の養育に不適切な面があり、虐待にあたることを告知することは、援助過程のいずれかの場面で必要となってくる。とはいえ、それを自ら受け止めることは、保護者にとっては、やはり大きな苦痛を伴うものといえる。そのため保護者は、ともすればそれを拒絶し、援助者に敵対しかねない。そこで以下では、保護者になるべく自然な形で子どもや自身の問題を考え、援助を受け入れやすくするためのアプローチについて述べる。

(1) 保健所、市町村保健センター等の保健活動との連携

乳幼児であれば、市区町村保健センターの乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの機会を活用するために連携する。そうすることで保護者に違和感を抱かせず、保健師等による子どもの状態の確認が可能である。また、保健師が子どもの育てにくさや保護者の子育ての大変さを受け止め、市区町村のサービスや児童相談所につないでもらうことができれば、市区町村や児童相談所とのコンタクトもスムーズに行きやすい。

(2) 関わりのある機関を経由する

子どもが保育所や幼稚園・小学校・中学校等の機関に所属していれば、それぞれの機関の職員が保護者の子育ての苦労に共感を示しながら対応することが考えられる。保護者が困難に感じている子どもの問題に対する児童相談所での検査の実施や、必要に応じて一時保護やショートステイが可能であることなどを提示して一定の納得が得られると、児童相談所や市区町村がコンタクトを取りやすくなる。

(3) 医療機関へつなぐ

子どもに外傷、発育不良などの医療的課題があるときは、協力が得られる医療機関に一旦つないで、次の展開を考えることが適切な場合がある。その際、医療機関には必要に応じて検査などの目的で入院させてもらい、それをきっかけに児童相談所や市区町村の児童福祉担当や保健部門につないでもらうことが考えられる。

(4) 親族、知人、地域関係者等を介する

保護者と何らかの面識や関わりのある親族、知人、地域関係者等がいる場合は、保護者の子育ての困難さと子どもの側の問題などについて保護者の相談にのってもらいなどの方法も考えられる。何らかのコンタクトを取ってもらいながら子どもの現状確認と家族の状況把握、そして児童相談所や市区町村へのつなぎの協力を求めると、機関が単独でいきなり接触するよりはずっとスムーズに関わりがもてることが少なくない。ただし、このような場合であっても個人情報の取扱には十分留意しながら、必要最小限の情報提供に留めるようにする。

4. 訪問調査を受け入れない保護者への対応

児童相談所が保護者にかかわる端緒の一つに、「通告」または市区町村からの「送致」に応じて行われる安全確認のための「訪問調査」がある。保育所、幼稚園、学校など子どもにとって安全な場所での確認の方法がとられることもあるが、家庭訪問によってこれを行うことがある。児童相談所の突然の訪問は、保護者にとっては歓迎せざるものであり、警戒感、拒絶感となってあらわれやすい。

この段階での保護者の拒否的な反応としては、訪問に対してドアを開けないなど訪問自体を拒絶する場合、さまざまな理由をつけて子どもに会うことを拒絶する場合がある。訪問調査は、「子どもの安全」を目視・現認することが目的であり、手続としては、法的手続の最初の段階であることを踏まえて（児童虐待防止法第8条）、子どもの安全が確認できず、「対立関係」を回避できないと判断した場合には、出頭要求、立入調査等の手続に入ることを想定しつつ、子どもの安全確認ができるよう取り組みを継続する。

訪問を拒絶するなど拒否的な反応が生じた場合には、背景に、「問題のある保護者であると疑われているのではないか」という不信感や被侵害感があることを理解して、「匿名の知らせがあったため、職務として訪問しなければならない」など、訪問の目的を客観的に伝え、「子どもと会わせてもらえないと帰れない」という内容とともに、「子どもの安全が確認できたら帰る」という訪問の終了の条件を示すことも大切である。ドア越し・インターフォン越しのやりとりになった場合、「玄関前のやりとりは適切でないので、玄関内で話をしたい」旨を伝えるとともに、保護者から、「ドアを開けるとどうなるのか」「子どもに会わせないとどうなるのか」という質問を引き出すことが重要である。質問への回答としては、子どもの危険への抑止も含めて、明確に、「ドアを開けない場合には、法律にしたがって、警察の援助も得て、立入調査という手続をとることになる。」と告げることになるが、質問に対する回答の形であれば質問者に受け入れられやすいということに留意すべきである。

5. 子どもからの事実確認（面接・観察）はどのように行うか

(1) 虐待を行っている(または、行っていると思われる)保護者に事前に知らせることなく面接をする場合

「子どもがオドオドしていて、時々なぐられたようなあざがある」とか「家に帰りたがらない」等虐待が疑われるという通告が、保育所や学校等から入ることがある。

このような場合には、まずは子どもの安全確認を実施し、保護者に事前に知らせることなく子どもの状況を確認せざるを得ないことになる。

① 子どもが虐待を否定する場合（子どもが意思表示できない場合も含む）

子どもが所属する学校等の教職員等に子どもの様子を細かく観察してもらい、言動やあざ、けがの状態等を記録しておいてもらうことが大切である（児童福祉法第28条の承認審判や親権制限の申立て等の際に重要な資料になる）。児童相談所や市区町村としては、その他の情報（過去の経過、病院や近隣等からの情報）と合わせて検討し、その後の関わりのタイ

ミングや方法などを工夫していくことになる。

子どもが否定する場合でも、必要があれば一時保護を実施することとなる。その場合は、子どもの安全を確認しなければならないことを丁寧に説明して子どもの理解を得るように努める。

② 保護者は否定するが、子どもが虐待を訴える場合

ア. 子どもが所属する学校等の教職員等に子どもの気持ちを受け止めてもらいながら、児童相談所や市区町村についてできるだけ具体的に説明をしてもらう。子どもが希望すれば保護者に知らせずに会うことが出来ることも話してもらい、学校等子どもの希望する場所で会う。保護者に連絡せずに子どもと面接を行ったことが、かえって子どもの不利に働くようなことは避けなければならない、面接後の対応については、学校等の関係者とも十分協議して方針を確認する。

イ. 子どもは保護者から虐待について他人に話さないようにというメッセージを受けていることが多い。したがって、人に話すことによって不安になったり、ときには恐怖心が湧いてくることもあるので、無理に話を引き出すのではなく子どもの気持ちを受け止めながら、子どものペースで話を聞くように心がける方がよい。

ウ. 市区町村や児童相談所の職員からは、市区町村の機能（継続的に相談を受けることができること、必要に応じて児童相談所と連携して対応をとること）や児童相談所の機能（継続的に相談を受けることができること、保護者の同意がなくても一時保護ができること、保護者の意に反しても家庭裁判所の承認を得ることで施設に入所できること等）について、子どもの年齢に応じた話し方で、具体的なイメージが伝わるよう丁寧に説明を行う。

エ. 在宅での援助を継続する場合には、できれば次に会う場所や方法を決めておく。また、困ったときには身近に駆け込めるところを子どもと一緒に考えて決めておく。この場合には、当該関係者や関係機関にはある程度の事情を説明し、子どもが保護を求めて来れば児童相談所に連絡してくれるよう依頼し、相談に対する協力体制を作っておくことが大切である。児童相談所等の連絡先を記したカード等を子どもに渡しておくことも有効であるが、保護者が児童相談所との関わりを認めていない場合には、子どもへの持たせ方に工夫が必要である。

(2) 保護者が市区町村や児童相談所の関わりを認めて、子どもと面接する場合

保護者が児童福祉司等の関わりを認めていると、子どもは比較的安心して虐待の事実について話すことができるが、「自分が悪かったからではないか」という自責の念や不安等を持っている。それを和らげながら聴くことが大切である。

- ① 嘘をつく、約束を守らないということで虐待を受けた場合でも、どうして嘘をついたか、約束を守らなかったのかを丁寧に聞くと、子どもの年齢に不相応な約束であったり、子どもが内容を理解できていなかったり、また、他の子どもたちと比べてかなり厳しい規制であったりする。それが保護者の意識的、または無意識的な押付けとなり、子ども自身が自主的にした約束とされていることが多い。したがって子どもの自責の念を少しでも和らげ

て、嫌なこと、してほしくないことを話すことは悪いことではないと伝え、否定された自己の感情を肯定的に受け止められるように支える。そして、虐待を受けたことについて話し合える場所として市区町村や児童相談所があることを分かってもらう。

② 子どもの安全・安心に絶えず注意する

在宅の子どもに関わる場合、市区町村や児童相談所の職員が子どもの気持ちを支持すると、子どもは安心して保護者への攻撃性や不信、怒りを表してくる場合がある。保護者と市区町村や児童相談所の職員の信頼関係が生じていて共に協力して受け止めて行くことができるときはよいが、そうでないときは、反対に保護者の怒りを引き出してしまい、虐待がひどくなったり突発的暴力となって表れることがある。危険が予想されるときは、タイミングを見て一時保護等を考える必要がある。

(3) 子どもを一時保護(または一時保護委託)した上で面接する場合

① 子どもの虐待が疑われるがはっきりせず、他の理由(子どもの問題行動、保護者の育児負担の軽減等)で一時保護した場合

生活場面で過食や他の子どもへの乱暴やいじめがあるか、極端に甘えたり警戒したりしていないか等、虐待を受けている子どもにありがちな行動の特性を観察する。虐待を受けている子どもの中には、一時保護の間に身長や体重がぐっと伸びる子もある(キャッチアップ現象)。

行動観察や心理診断の結果、虐待を受けている可能性が高ければ、子どもの安心感の確保を図る中で、徐々に日常の出来事の確認を行う。併せて保護者への思いや今後の生活の仕方など子どもの年齢や状況に応じた話を具体的に進めていかなければならない。

② 虐待を受けていると断定できる場合や子どもが援助を求めてきて帰宅を拒否している場合

子どもの安全確保を第一に考える。子どもは保護者の元に戻る不安や恐怖感が和らげば虐待について話すことができるようになるが、安心感が持てないときは保護者の意向に左右されたり、違うことを言うことがある。このような時は責めたりせず、子どもが不安に思っていることをじっくり聞き、安心できるように対応することが大切である。また、安全が確認できなければ、保護者の要求があっても引き取りになることはないという保証を最初に伝えておくことが重要である。

子どもの意向等については克明に記録にとどめておくことが、その後の法的対応には有効である。また、思春期の児童で、本人は「虐待を受けた」と一時保護を求めるが外見上から特定できるものがなく、関係機関の調査でも心配な情報が得られなかったような場合、保護者、本人どちらの話も十分に聞いたうえで慎重に判断する。

6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等の要否をどう判断するか

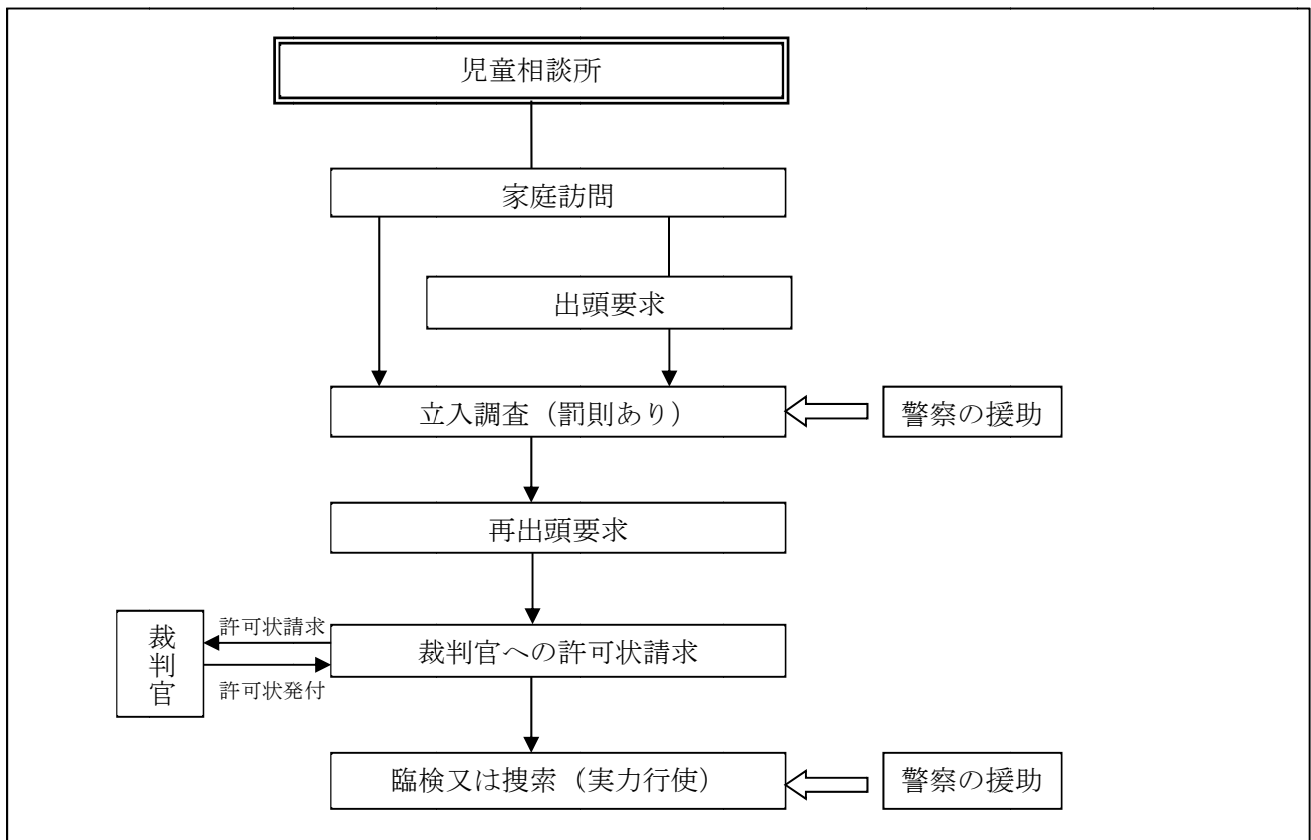
(1) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等の法的根拠

立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等については、児童福祉法第29条において、都道府県知事（委任により児童相談所長）が子どもの居所等への立入調査をさせることができることを規定しているが、児童虐待防止法第9条第1項において、虐待が行われているおそれがあると認めるときの立入調査が法律上の規定として明記されていること、さらに、平成19年児童虐待防止法改正法では、同法第8条の2に「出頭要求」、同法第9条の2に「再出頭要求」、同法第9条の3に「臨検・捜索等」が追加され、安全確認に向けて段階的ではあるが、確実な措置が規定された。

出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。

(2) 要求から臨検・捜索等までの流れ

図2：子どもの安全確認・保護のプロセス



① 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出

頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

② 立入調査

保護者が①の出頭の求めに応じない場合には、立入調査その他の必要な措置を講じる。

立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、特に、身体的虐待等により切迫した状況が想定される場合には、迅速に対応することが求められる他、ネグレクトケースであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に関わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意して、迅速性を最優先にした対応をすべきである。

また、保護者が立入調査を拒否した場合、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

④ 臨検・搜索等

保護者が③の再出頭要求を拒否した場合において、虐待が行われている疑いがあるときは子どもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を搜索させることができる。

(3) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等をする事例

保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安全確認ができないときには、立入調査、臨検・搜索等を行わなければならない。ただ、そのような場合であっても、本章3で例示されている各種の接近方法とどちらを採用すべきかは、子どもの置かれた状況の危険性や関係者からの情報などを総合的に勘案して決めること。

一般的に立入調査、臨検・搜索等が必要と判断されるのは以下のような場合である。

- ① 通告に基づく子どもの安全確認のために家庭訪問し、保護者に子どもの目視現認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅する子どもの調査を保護者が拒んだ場合。
- ② 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ③ 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ④ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- ⑤ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。

- ⑥ 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- ⑦ 入院や治療が必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑧ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されるようなとき。
- ⑨ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑩ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑪ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

7. 立入調査をどう進めるか

児童福祉法第 29 条に規定する立入調査は、同法第 28 条に定める承認の申立てを行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、同法第 28 条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第 9 条第 1 項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第 2 項により適用される児童福祉法第 61 条の 5 の 50 万円以下の罰金に処することとされている。

(1) 立入調査の手続上の留意点

立入調査を円滑に実施するために、以下の 2 点にまず留意する必要がある。

① 身分証明証の交付

立入調査に携行する身分証明証については、個々の事例について、その都度作成交付する必要がなく、民生・児童委員（主任児童委員）または子どもの福祉に関する事務に従事する吏員が、その職に就いた時に交付し、平素携帯させてよい旨の通知（昭和 23 年 8 月 23 日付児発第 554 号厚生省児童局長通知）が出されている。しかし、実情として証明証が交付されていないところも見受けられる。緊急事態に備えて、あらかじめ交付しておく必要がある。

② 都道府県知事の指示について

立入調査は都道府県知事の指示の下に実施することと規定されているが、都道府県等の条例、規則等において、児童相談所長に権限が委任されているところもある。権限が委任されていない児童相談所においては、立入調査の必要性が認められたら速やかに、決裁を行う。

通常、決裁には時間がかかるため、あらかじめ権限が委任されるように、規則等を整備しておくべきである。

(2) 立入調査の執行にあたる職員

立入調査には予測される事態に備え、調査にあたる職員を複数選任する。児童福祉司、相談員、スーパーバイザー等を基本として、子どもの心身の状態や性別に配慮し、保護や入院の必要性を的確に診断することのできる医師（小児科医、児童精神科医等）や保健師の同行も有効である。

また、これら児童相談所職員のほか、都道府県が設置する福祉事務所の社会福祉主事または都道府県において直接児童福祉に関する事務に従事する職員や民生・児童委員（主任児童委員）も立入調査の執行に当たることができる。

(3) 立入調査における関係機関との連携

① 警察との連携

従来から、児童相談所長等による立入調査や一時保護に際して、必要な場合は事前協議の上警察官による支援が行われていたが、児童虐待防止法第10条において警察署長への援助要請等についての規定が設けられ、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとされた。

執行に当たって、保護者の妨害や現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって児童相談所長等のみでは立入調査が困難であると考えられる場合には、警察署長に対し援助を依頼する。立入調査等は児童相談所がその専門的知識に基づき、主体的に実施するものであり、警察官の任務ではない。警察官は警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいた措置を行うということを承知しておく必要がある。

また、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。しかし、立入調査等の執行に際して援助の必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求め、法に基づき立入調査による安全の確認、必要な場合の一時保護等を適切に行う必要がある。警察官は、立入調査においては、不測の事態に備えて児童相談所長等に同行し現場付近で待機するなどの援助を行うことが多いと考えられるが、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等に基づき必要な措置を取る。援助を求められた警察官は、具体的には

- ア. 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること
- イ. 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や子どもへの加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
- ウ. 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じることなどの措置を取ることが考えられる。

なお、上記イの警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、例えば、家の中で子どもが暴行を受けて悲鳴が聞こえるなど、子どもの生命、身体に危害が切迫し、ある

いは現に危害が加えられているようなときで、同項の立入りの要件を満たす場合は、立入りのため必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊すなどして立ち入ることができる。また、上記ウの現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様である。

警察署長への援助要請は、緊急の場合を除き、文書（別添4-1「警察への援助依頼様式」参照）により事前に組織上の責任者から行うことを原則とする。

なお、緊急の場合においては、事後に上記援助依頼様式を参考に、文書により警察署長宛送付する。援助の依頼に係る警察側の窓口は、少年部門（警察署生活安全課等）である。

依頼に際して具体的には、

- (ア) 保護者、虐待を受けている子どもその他の家族、同居人等の状況
- (イ) 保護者の性格、行動特徴
- (ロ) 虐待の態様及び虐待を受けている子どもの状況

などについて、可能な範囲で情報を共有しなければならない。

その上で、子どもの保護を最優先課題として、児童相談所と警察との間の適切な連携と役割の分担が実現されるように、必要な警察官の援助の内容やその時期、体制等について具体的に事前協議を行う必要がある。事前協議においては、特に、児童相談所と警察の持つ情報の突き合わせなどを確実にを行い、状況判断に誤りのないようにしなければならない。

子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査、臨検、搜索等の執行に際して「援助の必要があると認める時」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

なお、児童相談所長等からの援助の求めの有無にかかわらず、警察が子どもの保護等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置をとることがあり得ることは言うまでもない。

【参考】

警察官職務執行法

< 第5条 >（犯罪の予防及び制止）

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を發し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危害が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

< 第6条 >（立入）

- 1 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

（以下省略）

刑事訴訟法

< 第 212 条 >

- 1 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。
- 2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。
 - 一 犯人として追呼されているとき。
 - 二 贓物(ぞうぶつ)又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
 - 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
 - 四 誰何(すいか)されて逃走しようとするとき。

< 第 213 条 >

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

< 第 220 条 >

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第 199 条（逮捕状による逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第 210 条（緊急逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。
 - 二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。
- (以下省略)

② その他の関係者との連携

立入調査や臨検・搜索にあたっては、必要に応じ、市区町村に対して関係する職員の同行・協力を求める。

保護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や市町村保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員や医師の同行が考えられる。同行しない場合においても、事前の情報によっては、入院を要する事態も想定し、精神保健指定医診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要がある。

その他、児童相談窓口の職員や福祉事務所の職員、民生・児童委員（主任児童委員）など、保護者や家族との関係において有効であると思われる人を同行することも可能である。あるいはまた、子どもとなじみのある保育所の保育士や、学校の教職員等が同行するか、保護後に備えて待機することで、子どもを安心させたり、落ち着かせたりする方法も考えられる。更には、協力関係にある弁護士の同行もありうる。

ただ、いずれの場合も、事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要である。

(4) 立入調査の執行

① 準備

立入調査にあたっては、あらかじめ家屋内の見取り図などを作成して、家庭内に立ち入り質問する者、一時保護する者、記録する者、緊急の連絡をする者等の役割分担を行うとともに、警察官が対応しなければならない場合の想定等の打合せを綿密に行うことが重要である。

② 立入調査の告知

保護者に対して、調査は法律に基づいた行政行為であることを告げ、正当な理由なく拒否した場合には罰金が科せられること、裁判所の許可状を取って臨検・捜索を行えることを伝える。その上で、調査者は子どもの安全を目視現認する必要があること、児童相談所は、現在ただちにそれを行う必要があると判断していることを伝える。また子どもに対しても、突然の訪問の意図を年齢や発達状態に応じて、分かりやすく説明し、安心感を与える配慮が必要である。

上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

③ 保護についての的確な判断と実行

子どもの身体的な外傷の有無やその程度、発育状況、保護者や大人に対する態度、脅えの有無などを観察すると共に、できれば保健師や医師の同行により診断的チェックを受けることが望ましい。可能であれば、子ども自身の気持ちを聴取した方が良いが、その時は保護者から離れた場所で聴取する必要がある。

子どもの養育環境を判断するためには、室内の様子に注意をはらうことも重要で、極めて不衛生・乱雑であるなど、特徴的な様相があれば、写真の撮影をしておく、後に児童福祉法第28条の承認審判や親権制限に係る審判の申立てにおける証拠資料として有効である。

保護者の態度、子どもの心身の状態、室内の様子等総合的に判断して、子どもに保護の必要性が認められれば、一時保護をしなければならないことを伝え、実行に踏み切らなければならない。課題を残したままで一時保護がなされないと、次の接触が困難になったり、子どもの状態がより悪くなることを明記すべきである。虐待の事実がはっきりしない場合でも、子どもの安全を確保した状況で子どもの話を聞いたり、事実関係を調査する必要があるれば、一時保護の実施についても検討する。

④ 一時保護が必要でないと判断された時

差し当たって、保護の必要性が認められない時は、関係者の不安が今回の調査で解消されてよかったということを率直に保護者に伝え、突然の立入調査で驚かせたことに対する相手の心情に配慮したソーシャルワークフォローを十分行っておくことが大切である。加えて、各機関のサービス機能の説明や、社会から孤立的になりすぎた場合、子どもの安全や健康の確認が社会的に要請されることになるという仕組みについても、十分理解を求めるとしなくてはならない。

⑤ 立入調査が拒否された場合

当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

⑥ 保護者を告発する場合

告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添 4-3 参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、経過記録報告書その他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることに鑑み、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とした場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

(5) 調査記録の作成と関係書類等の整備

立入調査を執行した後は、調査記録の作成を行う必要がある。とりわけ、家庭裁判所における審判や児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求が予定される事例については、詳細な記録が求められる。子ども、保護者の両方と室内の様子について、前項(4)③に記したチェックポイントを中心に、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め、具体的で綿密な記録を作成する。

関係書類については、子どもの外傷の状況を撮影した写真や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、上記記録と共に整備しておくことが大切である。

なお、保護者が立入調査を拒否した場合には、拒否した状況を明確に記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

8. 出頭要求から臨検・捜索をどう進めるか

(1) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、安全確認の方法として積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うこと検討しなければならない。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、必要な限り重ねて本出頭要求を行うことが妨げられるものではない。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録する。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を日付・時間入りの写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ア. 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- イ. 出頭を求める日時及び場所
- ウ. 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- エ. 出頭を求める理由となった事実の内容
- オ. 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応
- カ. 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童相談所は児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ず

ることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨

キ. その他必要な事項

について記載する（別添 4-2 参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体で定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

出頭要求告知書に加え、出頭要求から臨検・捜索等に至る全体のプロセスについて、別紙で説明書を作成しておくことが必要である。

出頭日の延期を求められた場合には、やむを得ない理由であるかどうかを判断し、無為な引き延ばしに応じることはあってはならない。また、日程の延期による転居のおそれがないかなども慎重に吟味して、必要ならば立入調査の実施も躊躇してはならない。

④ 居住者が特定できない事案における出頭要求について

出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。

⑤ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第 9 条第 1 項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑥ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第 9 条第 1 項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第 9 条の 3 第 1 項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(2) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされている。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(1)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添4-4参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料される場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

立入調査で安全確認できなかった場合には、その時に再出頭要求の告知が行えるよう書面の準備をしておく等、迅速に次の段階に進めることが重要である。

(3) 臨検、搜索の実施

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(4)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあれば、まずは、立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が最短時間で行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア. 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている。

イ. 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ. 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は捜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁判官への許可状の請求が必要である。

③ 裁判官に対する許可状の請求等

ア. 許可状の請求

臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。

臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。

イ. 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4－5参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、子どもの虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

(7) 子どもの虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聴き取り調書、市町村における対応記録の写し、児童相談所における記録（児童記録票その他の調査記録）などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聴き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

(i) 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検させようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

(ii) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しな

どが考えられる。

(エ) その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ. 許可状の発付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、請求者（都道府県知事又は児童相談所長）あてに許可状を発付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは捜索又は同条第2項による調査若しくは質問をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は捜索に地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

⑦ 臨検又は捜索に当たって可能となる処分等

ア. 解錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。この「その他必要な処分」の内容・

方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

イ. 臨検等をする間の出入りの禁止

児童相談所の職員等は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入ったり出たりすることを禁止することができる。

ウ. その他

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検又は捜索が適正に行われたことや児童の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間に実施してはならない。このため、夜間に臨検又は捜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は捜索をすることができる旨の記載がない場合であっても、日没前に臨検又は捜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、子どもや調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した対応をすべきである。

臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、子どもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携に一層配意されたい。

また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手續、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は捜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、捜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは捜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第 37 条の 4 の規定による差止めの訴えも提起することができない。

事例

臨検・捜索を念頭に置いて接触を開始した事例であっても、実際、出頭要求、立入調査の段階で安全確認が行えるであろう。しかし、極めて希に臨検・捜索に至るとすれば、次のような事例が想定されるので、事例に沿って着眼点を記載する。

【事例の概要】

○ネグレクト

（端緒）

- ・ 保護者と女兒（小学生）の二人の世帯
- ・ 自宅（アパート）に引きこもっており、外部との接触がほとんどない。
- ・ 子どもは、小学校入学式にも出ず、その後も学校には通っていない。
- ・ 電話はあるが、かけてもつながらない。また、担任が家庭訪問するも応答がない。家の中に人の気配がある。
- ・ 長期間、子どもの所在が確認できないため学校から児童相談所に通告。
- ・ 保護者については、近所の人が、時々、夜中にコンビニエンスストアで見かけるとの情報がある。

【経過】

1. 家庭訪問及び出頭要求の告知

- ・ 市役所に対して世帯、近隣の情報提供を依頼
- ・ 通告内容及び市役所からの情報、社会診断を総合的に判断し、現在小学 2 年生の子どもがおり、保護者には精神科への通院歴があること等が分かり、通告の翌日に児童相談所職員と市の担当者により家庭訪問するも応答がない。
- ・ あらかじめ応答がない場合を想定して準備した出頭要求告知書をドアの郵便受けに投函する。その際に、口頭にて告知書を投函する旨を伝えるとともに、この場面を写真、ビデオで記録した。
- ・ 電気メーターは動いており、水道の使用についても確認できた。
- ・ また、風雨にさらされ古くなった三輪車が軒下に放置されていたので写真で記録する。
- ・ 出頭要求は、2 日後、住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室とし、利用者の少ない午後 2 時とした。（児童相談所へは、バス、電車を乗り継いで 1 時間程度のため近場の公共機関を指定した。）
- ・ 当日は、保護者は出頭要求に応じることなく、また、連絡もしてくることはなかった。

2. 立入調査

- ・ 既に、関係機関とも協議を行っており、翌日の16時に実施することとした。
- ・ 事前にアパートの所有者から室内の見取り図を入手して、職員個々の動線を確認し、ドアをノックする者、呼び掛け、立入調査を告げる者、室内に入り調査する者、保護者に質問をする者、子どもを保護する者、移送する者等の役割を分担、警察官の援助要請を行い、また、市の担当職員が立ち会い、総勢10人で臨んだ。
- ・ ドアをノックする者及び連絡員は、それぞれ携帯電話で児童相談所と通話状態にして立入調査に着手する。
- ・ 16時にドアをノックし、ドア越しに呼び掛けても応答がない。ドアは施錠されており、入室することができない。
- ・ 状況を見つつ1時間ほど待機したが、調査には至らず。
- ・ その後、2名の職員を残して他の職員は児童相談所等に引き上げ、残った職員は、夜まで動静を見守り、19時に部屋に電灯がともされたことを確認したので、ドアをノックするが応答ない。
- ・ あらかじめ準備しておいた再出頭要求書をドアの郵便受けに投函して、その旨を宣言する。投函の際には、写真を撮影した。

3. 再出頭要求

- ・ 再出頭要求は、翌日、出頭要求に際して指定した場所と同じ所（住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室）とし、時間帯も同じ午後2時とした。
- ・ 当日は、保護者は再出頭要求に応じることはなかった。

4. 臨検・搜索

- ・ 再出頭要求にも応じないことから管轄の家庭裁判所の裁判官に臨検・搜索に係る許可状を請求。
- ・ 翌日、許可状の交付を受け、再出頭要求を行った日の翌々日の16時に着手。
- ・ あらかじめ家主に立ち会いを依頼した際に、鍵を借用することとなった。
- ・ 臨検・搜索体制は、立入調査と同様の体制で臨む。
- ・ ドアをノックするも応答がないため、家主に対して許可状を提示してドアを解錠するが、ドアにはドアチェーンがはめられていたため室内に立ち入ることができない。
- ・ この段階で、保護者の反応があり、保護者がドアを引き戻すとともに、興奮してわめき散らす等の状態がしばらく続く。
- ・ 興奮が治まりかけたのを見計らい、ドアの隙間から許可状を提示し、あらかじめ携行したチェーンカッターによりドアチェーンを切断して室内に立ち入る。
- ・ 4人の職員が室内に立ち入り、2人が保護者の説得に当たるとともに、他の2人が子どもの搜索に当たり、別室のテレビの前に座していた子どもを保護する。
- ・ 室内は足の踏み場もないような、いわゆるゴミ屋敷になっており、異臭が漂っていた。
- ・ 子どもは、痩せて、小柄、衣服は汚れ、風呂にも入っていない様子が見受けられた。
- ・ 保護者に対して子どもを一時保護することを伝え用意した一時保護決定通知書を手渡し、子どもを連れ出す。

- ・ 児童福祉司は、児童相談所と一緒に先々のことを考えて行くことを伝えるが、納得せず、子どもを返せと食い下がる。
- ・ 押し問答が続くが、保護者に対する警察官の助言もあり、後日、児童相談所で面談することとし、全員が退去。
- ・ 経過記録を基に調書を作成し、実施した職員の署名・押印、及び立会人の署名・押印を行った。

9. 性的虐待への対応について

性的虐待および家庭内での子どもの性暴力被害への対応については、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」(平成23年3月)(注参照)の内容に準拠した対応が求められる。ここでは初期対応の要点を述べる。

(注) 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研修事業)「子どもへの性的虐待の予防・ケアに関する研究 平成20.21.22年度総合研究報告書(研究代表者 柳澤正義)」(2011) p.25-127

(1) 性的虐待・家庭内性暴力の発覚と通告

子どもに対する保護者からの性暴力被害である性的虐待、家族・親族・同居人等からの家庭内性暴力被害は、最も発覚しにくい子ども虐待のひとつである。多くの事案は発見されずに進行・悪化の経過をたどり、被害者に生涯にわたる深刻なダメージを与える。しばしばその背景には、保護者のネグレクトや家族内のDV様の支配関係が認められるが、当事者にその自覚が無く、結果的に子どもが守られていない場合も多い。

家庭内性暴力被害の発覚は、子どもの何らかの告白を聞いた人物・機関からの児童相談所や市区町村への通告による場合が多い。ただし性的被害を説明する適切な言葉・知識を持たない思春期以前の子どもは、被害についてあいまいにそれをほのめかすだけであることが多く、結果的に「確証がない」という理由で、なかなか通告されないことが調査によりわかっている(上記の注参照)。

通告事案にみられる子どもからの性被害の表現は、概ね表4-6のようになる。

表4-6：通告事案からみた子どもの性的虐待、家庭内性暴力被害についての表現

<p>◆ 子どもから何らかの開示があるもの</p> <p>① 思春期以上の子どもが、具体的な性暴力被害を語るもの。</p> <p>② 小学生かそれより若い子どもが何らかの性暴力被害をうかがわせるような発言(エッチなことがイヤ、体を触られる等々)をするもの。</p> <p>③ 性暴力被害の認識なしに、大人との性的な行為をほのめかす(パパとお風呂で洗いっこする等)、あるいは直接的な性暴力被害には触れないことでの相談(入浴や着替えをのぞかれる、寝室に入ってくる等)。それだけでは虐待通告にはなりにくく、別件での調査で、そうした発言や相談があったことが判明することが多い。</p> <p>◆ 子どもからの開示は無く他の要素から疑われるもの</p> <p>④ 小学校高学年頃からの女子の家出、夜間徘徊、不良交友、あるいは幼児からの年齢不相応な性的行動、発言、性暴力行為(背景に性的体験、性暴力被害が隠れているポストラウマティック・プレイ等)、妊娠と性感染症の発覚。</p> <p>⑤ 携帯やPCの画像に子どもの裸や性的な画像が保存されている。母がそれを発見する。あるいは家族や親族の誰かが、子どもと家庭内の男性との性的接触(一緒に布団に入っている等)を目撃したなど。</p>
--

(2) 通告受理機関の初期対応

性的虐待・家庭内性暴力の被害児の多くは、自分のことを被害者と思う以上に「大切な家族を裏切って隠し事をしてきた悪い子」と認識している。加害者もまたそうした教唆(「お前は悪い子だ。このことがばれたらお前は罰として施設に入れられるかもしれない」など)を行っている場合が多い。子どもは自分の被害事実が明らかになることで、自分にとって最も大切な非加害の保護者やその他の家族・親族に、自分の隠し事、裏切り行為が明らかにされてしまう事態に直面する。子どもが幼く、また保護者や親族への依存度が強い程に、被害告白によって副次的に起こる「家族への裏切り行為としての性被害の事実発覚」と「その結果として大切な親や親族からの信頼と愛を失うこと」を子どもは強く恐れ、被害を打ち明けた相手に対して「誰にも言わないで」と懇願し、わずかな時間差で自分の被害告白を撤回・否認することが多い。

何らかの性暴力被害をうかがわせる通告を受理した場合には、最短時間で(原則的にはその日のうちに)子ども本人の身柄を安全に確保し、子ども本人に直接面接して通告に至った子ども自身の表明・告白内容、あるいは報告された性被害の事実についての初期調査を実施することが重要である。

性暴力被害に関する事実確認の初期調査は、深刻な怪我やネグレクトの通告と同様、直ちに一時保護の判断を要するので、児童相談所が直接担当することが望ましい。家庭内性暴力被害の疑い通告は、児童相談所に直接通告されるか、もしも市区町村がそうした通告を受理した場合は、直ちに児童相談所に相談または送致するといった関係機関の体制整備が必要である。

(3) 児童相談所の対応体制

子どもの性暴力被害の通告が上記の表4-6にあるような内容であった場合、児童相談所の初動調査は基本的に図4-1のようになる。児童相談所は緊急受理会議によって以下の初動体制を組み、対応を進める。図4-1のイメージは大規模所におけるスタッフ配置を前提にしており、中・小規模所においてはそれぞれの役割をより少人数で分担することになる。

① 所内対応チーム：所長・課長等決済権者を含むスタッフ

対応全体のマネジメント、進行管理を行う。通告受理直後からの周辺情報の収集、初動対応における周辺情報の収集と安全確認・保護チームへの指示、調査のための保護の判断・決定を行う。調査のための保護の決定は、様々な当事者からの影響で判断に揺れが生じがちな現地だけで行わず、所内対応チームにおいて決定することが重要。

② 安全確認・保護チーム：原則担当児童福祉司を含むスタッフ

通告者・子どもに直接面接し、子どもから通告の端緒となった情報を直接確認するための初期被害調査面接を行う。児童相談所としての判断により調査のための保護を実施。

③ 追加的な保護チーム：

通告された子どもに調査のための保護が実施される場合に、家庭内に他の同性のきょうだいがおり、通告された子どもに想定される被害からみて、他のきょうだいの安全についても保護と調査が必要と判断された場合、きょうだいの同時保護が必要となる。この場合、それぞれのきょうだいの居場所に応じて、必要な保護チームを編成して、きょうだいの保護を実施する。

④ 保護者告知チーム

一時保護をしたら直ちに親権者・保護者に告知を行う。この際、通告者情報を守秘義務範囲とするか、機関通告についてはあらかじめ機関から保護者へ通告そのものを告知した上で話を進めるかを、事前に調整しておく必要がある。なお、調査のための保護の保護者への告知内容については(5)で述べる。

保護者への告知においては、初期被害調査面接に関わった職員が参加し、状況を説明することが望ましい。調査のための保護にらず経過観察となった場合にも保護者告知が原則として必要であり、その経過・趣旨を告知する。

⑤ 連絡調整チーム：所内対応チームスタッフが担当することもある

調査のための保護が開始された場合、あるいは調査のための保護はしないが、経過観察を開始したことを保護者に告知することになった場合、全体の進捗状態をモニターし、関係機関、警察等との連絡調整等も行う。

⑥ 一時保護所・保護チーム

子どもが一時保護所に到着したら、子どもの状況等を連絡調整チームに伝える。同時に保護者の動き等を聞く。もしも警察の事情聴取等がすぐに動き出す場合には、その対応も行う。警察の事情聴取場面での子どもの付き添い等について連絡調整チームを通じて協議する。

(4) 安全確認の際に通告者から確認すること

性的虐待、家庭内性暴力被害はその他の虐待と異なり、発覚の時点では子どもの証言が唯一の被害情報であることが多い。また通告時点で子どもが誰か信用している人物に打ち明けた被害内容は、発生している被害全体からみればごく一部分についてのほのめかしにとどまっていることも多い。

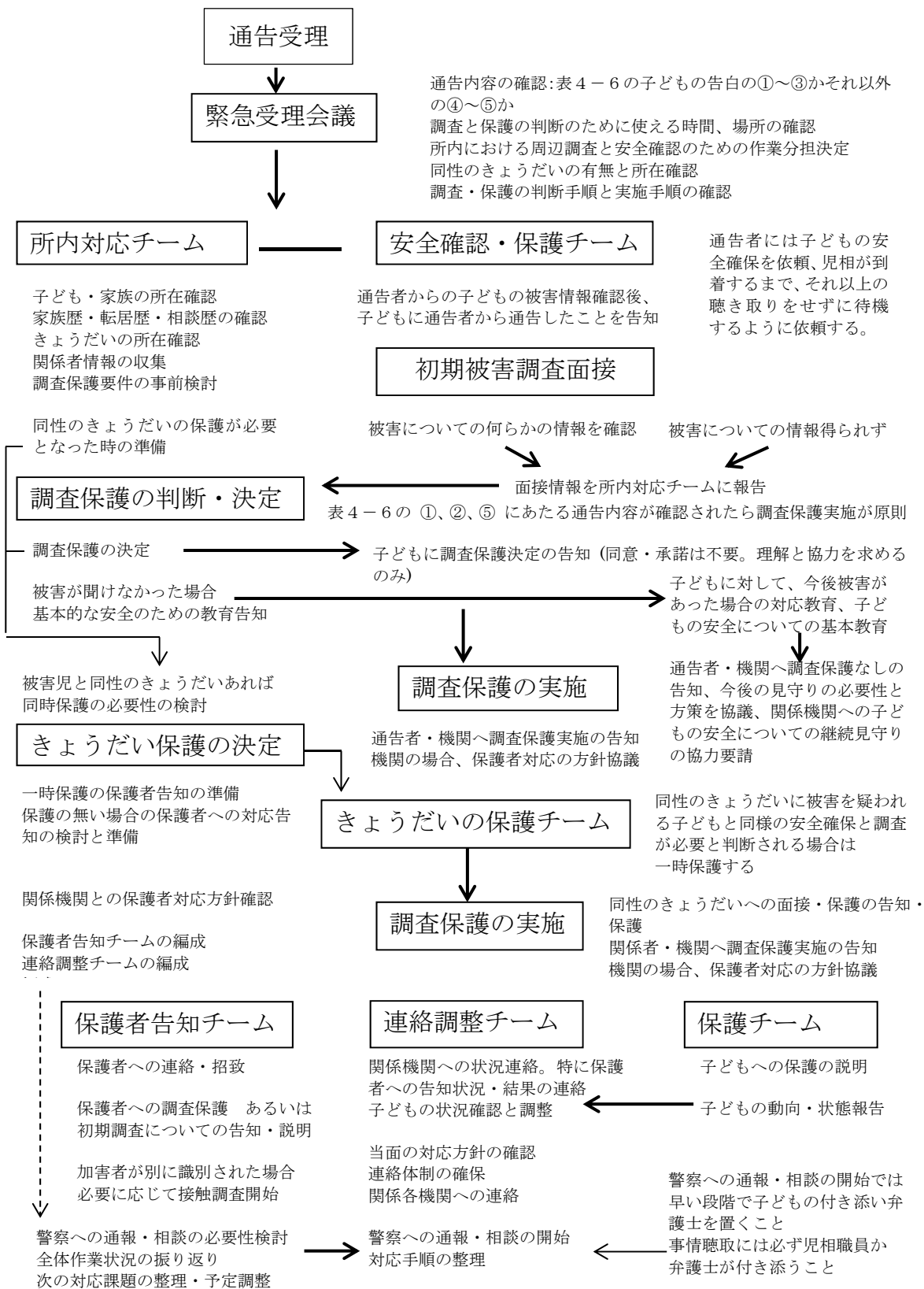
安全確認の際には、子どもから被害の全体を聴くのではなく、最小限度、子どもが誰かに語り、そのことで通告されることとなった子どもの発言内容を通告者から確認することが必要である。したがって最初の調査の時点で通告者から情報を確認する際には、直接の聴取情報、伝聞情報、印象・感想情報の区別を行いながら、通告者の話をよく聴くこと。最も重要な情報は通告者が聞いた具体的な子ども自身の発言と、それを聞いた人と子どもとのやり取りの経過内容である。

(5) 初期被害調査面接

子ども自身の具体的な発言内容と経過が概ね確認されたら、子どもに対する初期被害調査に入る。初期被害調査面接とは、通告要件となった子どもの何らかの発言、あるいはそれに準ずる情報として子どもが性暴力被害を受けている可能性、もしくは子どもに何らかの危険が発生しているかどうかを確認することが目的である。これはその後に行われる本格的な被害事実確認面接とは異なり、通告に至った初期の用件内容だけを確認することで、調査のための保護の必要性の有無を判断するための調査面接である。事態が切迫していることが多く、残り時間から面接の大まかな計画を立てる。面接開始にあたっては、まず通告者から子どもに、告白内容について、大切な安全問題があったので児童相談所の人を呼んだと説明してもらう。もしも子どもと通告者の間に秘密の約束等が先行していた場合には特に慎重に、秘密の約束を守るわけにはいかない重大問題であったので、子どもの安全について責任を持って考えてくれる人を呼んだと説明してもらう。

初期被害調査面接で最小限度の被害・危険をうかがわせる情報を聴取したら、直ちに調査のための保護の判断に入る。ただし、子どもへの調査を行う面接者は、暗示・誘導、教唆、強要等、子どもの証言の立証性を低下させたり、失わせたりしてしまう聴取法をとらないように配慮することが求められる。(初期被害調査面接の詳細については先述の「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」を参照されたい。)

図4-1 性的虐待・家庭内性暴力被害についての通告における初期調査の流れ



(6) 調査のための保護の判断と実施

性的虐待や家族内の性暴力被害は、客観的証拠に乏しい。また、関係者の中に子どもが留まっている限り、加害者や子どもの依存対象である家族・親族と子どもとの関係が優勢となり、子ども自身の罪の意識や、隠し事が発覚したために家族に責められ拒否されることを恐れる子どもの気持などが強く影響する。そのため、関係者の中に留まった状態のままでは子どもが被害の全体内容を話すことは極めて困難である。

したがって、もしも何らかの被害が疑われるならば、子どもを早急に加害者、家族・親族等の影響下から分離して、影響を排除した上で慎重な事実関係の調査を行う必要がある。

上述の表4-6の①、②、⑤に該当する情報を確認した場合、保護者の承諾がなくとも原則として調査のための保護を行う。なお調査のための保護の具体的・詳細な手順等については先述の「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」を参照されたい。

(7) 調査のための保護に関する保護者への告知

保護を実施したら直ちに親権者・保護者へ告知する。その内容は以下の6項目及び必要に応じた1項目となる。

調査のための保護にあたっての保護者への告知内容

1. 児童福祉法第33条に基づく保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する。
2. 保護者には一時保護に対する行政不服審査請求の権利があり、行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う旨を教示する。
3. 誰からの干渉や影響も受けずに子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り、子どもを家庭には返せない。子どもの安全について責任ある保護者として、この保護と調査に協力してほしい。
4. 調査は本人への面接、心理診断、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族、関係者への面接などにより行う。
5. 調査状況、本人の状況は随時、保護者への調査と併せて知らせる。
6. 一定の調査が終了したら、その時点で事後の方針を立て、児童相談所として保護者とも協議する。調査のための期間をあらかじめおおまかな目安として伝えておく。
7. 子どもの一時保護場所には様々な子どもが生活しており、最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起こる可能性が全くないとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える。(項目7はオプションとして、問題発生が危惧される場合の追加項目である。これを伝えることで保護者の反発は強くなるが、あらかじめ予想されることはすべて言葉にして話しておくことがよい場合がある。)

保護者に加害を疑われる者が含まれる場合には、その保護者にも直接接し、児童相談所の方針を伝えることが重要である。また加害を疑われる人物が保護者以外の人物の場合は、その当事

者に直接接触し、人物像、子どもとの関係、子どもへの加害に関する情報聴取をすることが必要である。これらの接触においては、ガイドライン資料にあるような冊子を渡して趣旨を徹底することも重要である。また、子どもから具体的な被害が語られている場合には随時、子どもから得た情報を伝え、「それについてあなたはそれを事実として認めるのか。」とはっきり尋ね、当事者としての説明を求める。非加害保護者については事実の確認と共に冊子を用いた支援も開始する。これらの経過は子どもにも伝える。

(8) 調査のための保護における調査と評価

性的虐待・家庭内性暴力被害の疑いによる子どもの調査のための保護においては以下のような調査が想定される。(図4-2参照)

1. 子どもへの調査
 - 1-1 (法的)被害事実確認面接 (forensic interview)
 - 1-2 一般的調査面接
 - 1-3 心理診断・心理学的評価のための面接・検査
 - 1-4 医学診断・評価：婦人科・小児科診察による健康チェックと被害評価
 - 1-5 医学診断・評価：精神科診察によるダメージ・症状の評価
 - 1-6 一時保護所行動観察による評価
 2. 保護者・関係者への調査
 - 2-1 非加害保護者への調査面接とサポート
 - 2-2 加害を疑われる保護者・関係者への告知と調査面接
 - 2-3 子どもが接触した関係者・親族への調査
 - 2-4 今後子どものサポートにとって重要となる家族・親族・関係者への調査
 - 2-5 関係機関への調査
 3. 対応のための評価
 - 3-1 子どもの被害実態とダメージについての評価、ケアの必要性
 - 3-2 子どもの安全確保とケアのための適切な居場所と見通し
 - 3-3 保護者・関係者の評価 (サポートのための評価と安全のための評価)
- これらの手順については図4-2にその概要を示す。一時保護後のこれらの調査の詳細については「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」を参照されたい。

図 4-2 性的虐待・家庭内性暴力被害児の調査のための保護における作業手順イメージ



(9) (法的)被害事実確認面接 (forensic interview)

子どもからの被害事実の聴き取りを法的立証性のあるものとして、すなわち暗示・誘導・教唆・強要・報酬呈示等の情報汚染なしに、子どもからの自発的な話として事情を聴くために特別にデザインされた面接法が forensic interview である。具体的な技術としては世界各国で十数種類の展開が認められ*、国際的な認知を受けて国連がその適用を勧告している面接法である。従来は「司法面接」と訳されてきたが、わが国では刑事捜査や裁判所が扱う法的手続きと区別するために児童福祉領域における呼称として「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」で上記の呼び方を提案している。諸外国で既に forensic interview が法制度の中に組み込まれているところでは、医療診察、刑事捜査と児童福祉調査が統合され、共同して法的な証拠とする被害児への forensic interview を実施している。これらのシステムが法制度においても、技術・手続きにおいてもまだ十分な確立・認知に至っていないわが国では、なお各領域ごとの技術・手順の確立と法整備が課題である。

現段階では、(法的)被害事実確認面接は児童相談所が児童福祉法上のなんらかの措置を子どもに対して取る際の根拠確保のためにのみ実施する特別な面接法と位置づけられる。しかし、臨床的な配慮、子どもの安全・安心と権利保障の観点からその実施や面接情報の提供については十分に慎重でなければならない。例えば、面接情報を裁判所への申立てや警察への告発・告訴の手続きにおいて提出・提供する場合には、不用意に保護者や保護者以外の加害者に開示されないように、上申書を提出し、かつ十分に事前協議をしておくことが必要である。児童相談所によらない民事訴訟において情報提供が求められる場合には、事後の情報管理の困難から児童福祉機関としては個人情報である面接情報の目的外使用を認めるべきではない。

*forensic interview としてわが国にトレーニング・システムを含めた技法として 2012 年 9 月現在導入されているのは、米国国立子どもの健康と人間発達研究所(National Institute of Child Health and Human Development)NICHD のプロトコルと CornerHouse™ の RATAc®プロトコルの 2 種類である。技法としては一部対照的な特徴があり、両技法が同時にわが国に存在することの意義は大きい。

(10) 子どもとの面接における留意点

性的虐待は身体的虐待のような外傷が認められない場合が多く、また、ネグレクトのように家族の生活状況からその事実の確認を行うことも困難である。既に述べたように、性的虐待が児童相談所の相談事例となるのは、子どもから開示があったり、子どもの精神的な問題や行動上の問題から性的虐待の被害が推定されて関係者が問題視するようになり、あるいは別の問題で児童相談所が関わりを持ち始め、援助の経過中に子どもが性的虐待の事実を開示するなどの場合である。いずれの場合も、子どもの面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。以下に、子どもの面接における基本的事項を述べる。(なお、(法的)被害事実確認面接 (forensic interview) 手法を用いた被害確認面接については別に述べる。)

- ① 子どもペースを尊重しながら丁寧に話を聞き真剣に受け止めること。

性的虐待の事実を話すことは、子どもに大変な心理的負担をかける。子どもは自分の話が相手にどのように受け止めてもらえるか、話すことで自分や家族はどうなるのかといった不

安を抱いて、話すことを強くためらう。時には不自然に冗談めかした言い方をしたり、あるいは「他の子の話」として話したりすることもあるが、こうした子どもの表現に対して、丁寧かつ真剣な態度で、子どものペースを尊重しながら子どもの話に耳を傾けることが大切である。子どもの抵抗感や不安感が強いにもかかわらず、面接者がそれに配慮できないで、出来事の詳細について質問を重ねたりすると、子どもが耐えられなくなって解離状態に陥ったり、一度は口にした性的虐待の事実を否認したりすること（撤回）もあるので、注意を要する。

② 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮すること

子どもは、性的虐待について話すことに強い心理的苦痛を感じる。こうした苦痛感には、恥辱感（普通なら人に言えない恥ずかしいことを経験したという思い）、罪責感（被害を受けた責任の一端は自分にあるのではないか）、裏切りの気持ち（加害者から口止めされていたにもかかわらず話している、家族や保護者に秘密にしていたことが明らかになる）といった感情が関与している。子どもから話を聞く場合には、こうした苦痛や恐れに感情に十分な理解と配慮をする必要がある。

③ 話を聞くことが子どもにとって『二次的被害』にならないよう注意すること。

性的虐待の事実を思い出したり話したりすること自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせる、いわゆる『二次的被害』が生じる危険性がある。面接者は、こうした二次的被害を回避ないしは緩和するための努力を講じなければならない。例えば、加害者と同姓であったり、加害者を想起させたりする危険性のある人物が面接をしないことや、今後のケースワークや法的手続きにおいて必要になると考えられる情報を一人の面接者が集中して話を聞くようにすることで、同じ内容の話を子どもが繰り返ししなくてもいいようにするといった工夫が考えられる。

④ 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること。

一般のカウンセリングの面接などでは前提条件となっている守秘義務が、性的虐待を問題とした子どもの調査面接においては成立しない。守秘義務のある面接に慣れた面接者は、話すことへの子どもの抵抗に直面したり、子どもが「内緒にしてくれるなら話す」といったりした場合、つい「誰にも話さないから」と言いたくなるものであるが、こうした約束はできない。また、子どもの受けた被害が深刻なものであるほど、その話を聞いた面接者も精神的にショックを受け、その傷つきへの心理的防衛の影響から「もう大丈夫だよ。解決するから安心して」といった言葉を口にしてしまうこともある。しかし、そうした「言葉」が現実にならない可能性もあることを認識しておく必要がある。

⑤ 子どもの年齢に応じて、話を聞く際に補助的道具（描画、人形など）を活用して正確さを期すこと。

幼い子どもの場合には言語表現に限界があり、また、性器の名称等に関して独特の表現を用いる傾向もある。また、そうした体の部位や行為を言葉にすること自体に抵抗を感じる子どももあり、虐待行為を正確に聞き取るには言語表現のみでは困難な場合も少なくない。初期の調査面接では詳細な虐待行為の聴き取りは必ずしも目的とはならないが、子どもの曖昧な言語表現を補い、正確さを期すため、描画や身体図、人形を用いた補助的な方法が考案さ

れてきた。欧米で性的虐待の司法面接（forensic interview）のために用いられている性器や性的特徴を備えた人形（アナトミカル・コレクト・ドル）が、近年、わが国にも紹介され使用されている。こうした人形は、子どもの説明の詳細な確認の助けになるという効果がある一方で、子どもの表現を誤誘導する危険性があることや、人形の性器が子どもに心理的ショックをもたらす危険性があると指摘されていることにも留意すべきである。こうした人形は、子どもが性的虐待について話し始めた後に、子どもの表現を援助する、あくまでも補助的な道具であると位置づけるべきである。

⑥ 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること。

性的虐待の加害者は、その事実を誰にも話さないように子どもに口止めをしたり、「誰かに話すともう家族は一緒に住めなくなる」などといった脅しをかけたりしていることが多い。そのため、性的虐待の事実を開示した子どもは、これから先のことについて大きな不安を持つことが多い。こうした不安を取り扱わないで放置した場合、これから先への不安から子どもが過度に不安定になったり、被害事実の撤回に転じたりすることもある。したがって、今後、どのような展開が予想されるかを可能な限り子どもに誠実に伝える必要がある。

また、今後の展開に関して、子どもは様々な意向を持っているものであり、こうした子どもの意向を知っておくことは大切である。子どもによっては「(加害者を) 刑務所に入れて一生出てこないようにして欲しい」といった思いを口にする場合もあるが、こうした場合には、その思いの意味を十分に吟味し、刑事告訴や告発の妥当性を検討する必要がある。刑事事件としての告訴・告発をしながらケースワークを進めることは可能であるものの、「一生出てこない」ということは現実的ではないため、子どもがこうした希望を述べた場合には、現実的にはどういったことが予想できるかを伝え、対応策を探る必要がある。また、「(加害者とは) 二度と会いたくない。お母さんと妹の3人で暮らしたい」といったような、今後のケースワークの方向性に大きく関与する意向が述べられる場合もあり、ケースワークの展開を考えるためにも子どもの意向を聴取することは重要である。

(11) (法的)被害事実確認面接 (forensic interview) 技法を用いた面接の方法

欧米の司法面接（forensic interview）は、性的虐待に関する子どもからの聴き取りが子どもに与える負担をできる限り少なくし、子どもから聞き取る話の内容が法的に誤った誘導の結果ではないか等の疑念がもたれる可能性をできるだけ排除し、かつ性的虐待が何らかの作偽による虚偽の話ではなく実際にあった出来事であるかどうかを検討するための正確な情報を得るといふ、主として3つの目的を持っている。

司法面接では、福祉関係者や、警察や検察などの司法関係者が同様の話を繰り返し子どもから聞くことが子どもに過重な心理的負担を与えるとの認識から、各関係者が共同のチームとなって、それぞれの課題対応を進めるに当たって必要な情報を整理し、それを1人の面接者が、1回の面接によって聴取するという方法がとられる。子どもへの臨床的な援助関係とは区別した、客観的で公平な聴取と情報確認をするために、この面接担当者は子どもの臨床的な援助に関与する関係者は避け、この面接だけを担当する専門的な訓練を受けた者が設定される。

被害事実確認面接では、性的虐待に関して子どもから聴取した内容が面接者によって誤誘導さ

れたものではないかとの疑念をもたれないために、様々な工夫がなされている。たとえば、ワンウェイミラーのついた部屋でミラーの向こうで複数のスタッフが観察するという面接設定がなされ、厳密に記録をとる方法がとられている。

具体的な面接の仕方としては、簡単な導入の後、まず、子どもが虐待行為を正しく認識し表現できるかを確認するため、物事の真偽を判断できる力や認知の能力（人物や時間、空間把握など）をどの程度持っているか、が確認される。次に問題の焦点化を進め、子どもが自発的に虐待被害を話せるよう、技法的な工夫がなされる。こうした技法としては、一緒に住んでいる家族全員を確認の上、家族の全構成員について、その人について一番好きなことと嫌いなことを聞いていくという『好きなこと・嫌いなことリスト』といった技法や、これまでに子どもが自分ひとりの力で解決できたこと、家族の助力や家族以外の人の助けで解決できたこと等を聞いていく『問題解決フォーマット』といった技法などを用いる。また、子どものプライバシーや安全についての考えを確認し、次の問題の焦点化に入る。

最も中心的となる具体的な虐待事実の確認においては、Open-ended Question（「〇〇さんはそれからどうしたの？」「〇〇さんがさわったというのはどこをどんな風にさわったの？」といったような、予め知っている情報を確認する質問や暗示的な方向づけを避け、子どもの言葉で語ってもらう質問の進め方）を原則として聞いていくやり方がとられている。質問が行き詰った際に若干の選択的な質問（3～5択）を導入することはあるが、すぐに元の Open-ended Question に戻るようにすることが必要である。

子どもからの自発的な話が出始めてもなお、その事実の詳細については十分慎重に、かつ、具体的に確認していく必要がある。被害を受けた子どもしか知りえないであろう事実（例えば精液の色、匂い、虐待者特有の身体的特徴や発言、しぐさ、行動など）が虐待の事実性の検討の重要な材料となるだけにその確認はあくまで子どもからの自発的な言葉をていねいにひろっていくことが求められる。

虐待事実の表明の有無にかかわらず、子どもの状態に合わせ、一定の限界吟味をはかり面接を終了する。終了にあたっては、子どもにとって体験告白や明細化が侵入的であることを十分にふまえた上で、開かれてしまった心の傷口を閉じて現実の世界に戻す手順が必要となる。子どもの中には面接の中で大きなストレスを処理できず、精神症状を示してしまう子どももあり、子どもの精神的安全の確保のため、予め精神科医師等子どもをサポートするスタッフとの連携をはかっておくことが不可欠である。

(12) 身体医学的なチェック

① 身体医学的な診察（虐待認定のための診察）

性的虐待は身体的所見が見られることが少ない虐待である。しかし、性的虐待が疑われた場合には、すみやかに医学的診察と検査を行う必要がある。性器や肛門およびその周辺部位の診察、また性感染症（STD）のチェック、さらに妊娠の可能性が考えられる場合には、その検査も必要となる。性器に異常な所見が見られたり、低年齢児に性感染症が確認された場合には、性的虐待が事実であったことを示す有力な材料となる。しかし、そうした所見がないことが性的虐待を否定する材料にはならないことも知っておくべきである。時間経過と共

に痕跡が消失あるいは不明確となるか、身体的損傷ないしは痕跡を残すまでに至らない性的行為の場合、医学的には明確な所見が得られないことも多い。また、受診の際には、子どもの不安を取り除く必要があり、そのためには前もって子どもへ一定の説明を行うことや、担当職員等が付き添うなどの対応が望ましい。

② 身体医学的診察および治療の意義

医療的マネジメントの意義には、虐待認定以外に次のようなものがある。子どもは性的虐待による身体的侵襲の程度を正しく認識できていないため、自分の体について誤った認識を持っていることがある。身体についての不安や誤った認識に対して働きかけることや、性感感染症等への適切な治療が行われ健康な身体をとり戻すことが可能であると学ぶ経験は身体イメージの回復にもつながり、重要な心理的ケアの意味を持つ。そのことを援助者が意識して対応することが必要である。また受診は、性的虐待によって子どもの心や体が傷ついていることを保護者（非加害親）に理解してもらおうチャンスにもなる。受診の結果、性交にまで至っていることが客観的に明らかになり、虐待者との関係を整理するきっかけになる場合もある。

(13) 保護者への面接

子どもに性的虐待被害の疑いが持たれた場合、保護者への面接は極めて重要である。

性的虐待の加害者であろうと考えられる保護者や家族、あるいは同居人、及び加害者ではないと考えられる保護者、双方に面接する必要がある、その際にはできる限り個別面接の形態で行うべきである。さらに児童相談所が性的虐待の疑いがある、あるいは虐待があったと判断している場合は、性的虐待の告知を行う必要がある。

① 虐待者（加害者）への面接

虐待を疑われる加害者へは、性的虐待の疑いがあるという事実、及びそうした疑いを持つに至った経過をできる限り率直に伝えることが必要である。その上で、虐待行為を疑われる当事者からの話を聞いていかねばならない。こうした調査面接に直面させられた加害者の反応はさまざまであり、最も多いのが「子どもが嘘をついている」などとして事実を全面的に否認する場合であり、または家族同士の「スキンシップ」を誤解していると主張する、「性的な愛撫はあったが性器への接触はなかった」「子どもは性的行為と考えたかもしれないが自分にはそのようなつもりはなかった」「性教育のつもりだった」「子どもがそうして欲しいと求めたから応じた」など行為や意図、責任を減弱し、一部のみ認める場合も多い。

このような場合、面接者は、刑事捜査としての尋問をするのではないので、児童相談所がどういった理由で性的虐待の疑いによる対応に至ったかを説明し、また、そうした虐待行為が子どもの状態にどのような影響を及ぼし、さらに将来的に子どもにどのような精神的状態や行動上の問題が生じると危惧されるかを説明し、そうした行為の不適切さを根気よく説明し理解させる必要がある。さらに、虐待が疑われると判断した場合には、その行為は犯罪行為であること、被害児の安全を守るためには子どもとの接触は認められないことなどを毅然とした態度で告げる必要がある。

② 非虐待者である保護者（非加害親）への面接

非虐待者である保護者（母親が多い）への面接は重要な意味を持つ。非虐待者である保護者が性的虐待を事実として受け止め（子どもの言うことを信じ）、虐待者から子どもを守ることを最大の重要事項と考えて行動した場合には性的虐待の悪影響が最も減じると言われており、非虐待者である保護者が子どもを守れるように、いかに支援できるかが重要である。

しかし性的虐待の発覚は家族全体に大きな混乱をもたらす。特に非虐待者である親が受ける衝撃は強く、その事実をはじめから何の抵抗も無く受け止めることができる非虐待者である親は少ない。それは自分のパートナーがそうした行為をしたということに対する精神的衝撃、パートナーや子どもを失うことの恐れ（経済的不安や依存対象の喪失の不安）、虐待を防げなかったことへの罪悪感、また被害児が娘であった場合、無意識的反応であるにしろ、娘への女性としてのライバル意識とそうした感情についての親としての葛藤、さらに発覚した後に虐待を疑われたパートナーから繰り出される反論、言い訳、さらには互いの関係の信頼性や関係清算の問いなどにさらされて、なお冷静であることはきわめて難しい。そのため一旦は子どもを守ると決心したかに見えても、翌日には子どもの言うことが信じられないなどの理由で加害者側に立つ場合も少なくない。

援助者は、こうした非虐待者である親の気持ちを共感的に扱いながら、一方では事実に関する客観的な判断を提示し続けるという対応が求められる。面接者が適切な対応をする中で次第に動揺が収まり、子どもを守ろうという決心を固めていく非虐待者である親がいる一方、子どもの被害事実を信じず、あるいは子どもが告白したことを否定あるいは非難する非虐待者である親もいる。援助者は非虐待者である親が子どもを守れる状態にあるかどうか評価しなければならない。説得や支援的対応を一定期間続けても子どもを守れないと判断せざるを得ない非加害親に対しては、子どもの安全に関して、虐待者である親に対するのと同様な対応をせざるを得なくなることも多い。また子どもを守ろうとする非虐待者である親には、「子どもを守れる親」としてエンパワメントしていくことが望ましいが、自責の念や失望、加害者に対する複雑な思いを抱えていることも多いため、そうした理解と配慮の元で援助対応にあたる必要がある。

【第4章に関連する参考通知】

- 「「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について」(平成22年9月30日付雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」(平成22年8月26日付雇児総発0826第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日雇児総発0412第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

別添4-1

〈警察への援助依頼様式〉

発第〇〇〇号
年 月 日

〇 〇 警察署長 様

〇 〇 児童相談所長

児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定に基づき、下記の通り援助を依頼します。

記

被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日生 () 歳 男・女
	住所	
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組
保護者	ふりがな氏名	
	職業	
	続柄・年齢	子どもとの続柄 () 年齢 (歳)
	住居状況	①独立家屋・集合住宅 ②鉄筋・木造
虐待の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・どんなふうに ・どのような 	
処遇の方針、依頼する援助の内容など		
援助を依頼する理由		
その他		
担当者		

別添 4-2
(様式例)

発第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同 伴 す べ き 児 童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める理由となつた事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

別添 4 - 3

(様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

- 1 告発人
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3
職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印
- 2 被告発人
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6
氏 名 〇〇〇〇
- 3 告発の趣旨
被告発人の下記 4 の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 2 項により適用される児童福祉法第 6 1 条の 5 の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。
- 4 告発の事実
- 5 罰条
児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 2 項
児童福祉法第 6 1 条の 5
- 6 告発に至る経緯
- 7 証拠資料
- 8 添付書類

別添4-4

(様式例)

第 平成 年 月 日	号 日						
出頭要求告知書							
(保護者氏名) 殿							
○○○○知事 印							
<p>児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。</p>							
出頭を求められる者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生 (歳)						
出頭を求め 日時及び場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>日時</td> <td>平成 年 月 日 午 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td></td> </tr> </table>	日時	平成 年 月 日 午 時 分	場所			
日時	平成 年 月 日 午 時 分						
場所							
同伴すべき児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> </table>	氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)		
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生 (歳)						
出頭を求める理由とな った事実の内容							
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係						
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)						

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。

2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、○月○日○時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

(様式)

臨検・搜索許可状請求書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

⑩

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・搜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日
年 月 日生 (歳)
- 2 臨検・搜索すべき場所
- 3 搜索すべき児童の氏名及び生年月日
年 月 日生 (歳)
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・搜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。